関東地区人事部会

大学・商取就職セミナー

44大学、52取引員が参加
業界の将来性を強調

商品取引員と大学との間の就職活動の掛橋、関東地区商品取引員人事部会主催の第26回大学・商取就職セミナーが10月29日、東京・神田駿河台の中央大学駿河台記念館で開かれた。26年の歴史を刻んできたこの会合の中で初めて討論会の形式をとり、44大学62人（前回比11大学増）、商品取引員52社が参加、総勢210人以上が出席、大学生35人も傍聴して盛況だった。

話す人も聞く人も熱心に

今回初の試みは、第一に有名人の講演会をやめて討論会にしたこと、第二に会場を高級ホテルから大学施設に変えたこと、第三に現役の大学生を参加させたこと。就職活動に実際に役立つ実のあるものを目指した。まず、日本大学就職指導課長で全国私立大学就職指導研究会会長の加藤和英氏と人事部会の長谷川武会長（カネツ商事）が大学と業界の関係、人材育成、業界の変化、情報開示などについて問題を提起した。

続いて、業界に就職が内定している大学4年生の男女各1人が登場、どのような就職活動と考え方を経て、この業界に決めたかを話し、「業界とともに自分も成長できる」「業界イメージを一新させたい」と決意を述べた。

第2部は、就職担当者・学生の知りたいことを「本音で討論」する討論会。ここではテレコールの実態、高い離職率（低い定着率）、ノルマ、商品先物取引・業界のイメージ、長い勤務時間、社内合宿研修などをめぐって熱心で率直な話が交された。

この討論会のコーディネーターは青山学院大学法学部の土橋正教授が務め、コメンテーターは大学側から前記の加藤氏と東洋大学就職部の村山裕比古次長、法政大学就職部就職課の藤原康一課長、立正大学大崎キャリアサポート課の吉山辰之課長、商取業界側からは先物協会広報委員長の白井憲治エース交易社長、日本商品先物取引協会の入野睦則専務理事と前記の長谷川会長、佐藤克司・人事部会副会長（北辰商品）、遠藤博・前人事部会長（豊商事）。

最後に土橋教授が、「有用かつ有能な人が活躍できるようにしてもらいたい」と締めくくった。

その後、懇親を兼ねての情報交換会に移ったが、参加者から、「変わろうとする意気込みがひしひしと伝わるセミナーだった」との意見が聞かれた。

大学新卒2、604人

このセミナーでは、平成15年度の商品取引員大学新卒入社実績（64社に調査依頼、回答58社）が2、604人（男2、148人、女456人）だったことが明らかにされた。544の大学と23の大学院から入社した（一部短大、専門学校卒含む）。

入社人数は前年度の3、192人と比べると588人、約18%も少ないが、前年度は74社調査で全社回答だった。1社平均にすると前年度の約43人に対して15年度は約45人。実際の総数としては増加傾向にあるとみることができる。

日本商品投資顧問業協会

厳しい自主規制を策定
規制緩和、会員拡充が課題

商品ファンドの運用に関わる商品投資顧問（CTA）の自主規制団体、それが日本商品投資顧問業協会である。これまで、米国並みの厳しい自主規制を決めるなど業界の地位向上に実を上げてきたが、まだまだ解決すべき問題があり、同協会の活動が期待される。

牛嶋 会長

加盟数は8社

日本商品投資顧問業協会が発足したのは1994年10月。現在の会長のアストマックス社長・牛嶋英揚氏の呼びかけによる。参加社は当初、6社だったが、その後12社まで増えた。しかし、廃業などが相次ぎ、現在は8社となっている。

協会設立の目的は「商品ファンド法の目的及びその主旨に基づき、投資家保護のための自主規制ルールなどを策定するとともに、共通の問題につき相互に協力し、日本の商品投資顧問業の発展を目指し、もって国民経済の発展に寄与する」となっている。

協会が設立後すぐに行ったのが自主規制ルールの策定。日本でも商品ファンド法で規定はあるが、先進国米国での規定はそれより厳しい。そこで、米国並みの基準を課することで、業界の信用向上を図った。

具体的には①CFTC（米国商品先物取引委員会）のルールに則った情報開示②自己勘定と顧客の勘定の利益相反への対処③投資顧問契約の様式の統一――などを行っている。

また、CTAは新しい業種のため、まだ、未整備の分野も多い。そこで、それを整備していこうと役所、関連団体などへの法整備の働きかけも行ってきた。さらに、広告、苦情処理などでもルールを策定している。

このため、顧客が法人に限られ、「プロの集団」であることもあり、苦情処理などの問題は一件も起こっていないと言う。

運用残高は増える

このような努力もあって業界は着実に業容を拡大している。日本の商品ファンドの設定残高はここ、2、3年急減しているが、CTAの運用残高は逆に増えている。これは海外で運用していた商品ファンド販売業者が国内のCTAを使うようになったこともあるが、従来、商品ファンドは「元本確保型」が中心で、現先運用が多く、先物取引に回る部分が設定額の1割程度しかなかったのが、近年、「積極運用型」が中心になって、先物取引に回る資金が増えたことが大きい。

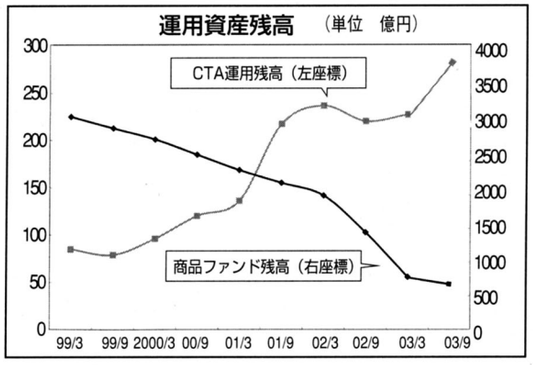

情報開示に力

といっても、まだ取り組むべき課題も多い。牛嶋会長は次の2つを挙げている。

第一は協会員の拡充。米国には2、000～3、000社のCTAがあるといわれるが、日本はわずかに8社。これではパワーになりにくい。そのうえ、財政面でも苦しく、独自の事務局も持てない状態にある。これを解決するには会員を増やし、財務基盤を強化する必要があるという。

第二が規制の緩和。現在、お客は法人に限られ個人は対象にできない。これを富裕な個人も直接、顧客にできるようにして欲しいという。また、商品に限られている運用対象の拡大、CTAの参入規制の緩和なども課題。

これらを総合すれば「商品ファンドを他の金融商品並みに扱えるよう法律を改正して欲しい」ということになる。そのためにも、協会は自主規制の制定と情報開示を最優先に、関係団体と協力、法改正などを積極的に働きかけたいとしている。

第2回管理統括責任者研修
日商協、12月に東京、大阪で

日商協は12月3日（東京）、8日（大阪）の両日、次の要領で第2回管理担当統括責任者研修を行う。

▽第1部（13・40―15・10）
「個人情報保護法と顧客管理のあり方」
升田純法律事務所・弁護士　升田　純氏

▽第2部（15・20―16・50）
「コンプライアンスと商品先物取引」
高井法律事務所・弁護士　高井　康行氏

会場は東京が東京穀物商品取引所大会議室、大阪は大阪科学技術センター（西区鞘本町）。